

令和4年4月25日

標茶町農業委員会 農地等の利用最適化の推進に関する指針

標茶町農業委員会  
会長 佐藤 徳 市

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、標茶町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

**1. 遊休農地の解消について**

(1) 令和4年度の目標 遊休農地新規発生ゼロを目指す。

【目標設定の考え方】

・今後も効果的・効率的な農地パトロールと農業委員の日々の活動により遊休農地新規発生を未然に防ぎ、遊休農地に関しては有効利用を含め解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

・日常の点検活動及び9月～11月の期間にかけて、農業委員4名と事務局2名で班を編成し農地パトロールを実施していく。

・農地あっせん及び農地中間管理事業の活用を地権者とともに検討していく。

**2. 担い手への農地利用集積について**

(1) 令和4年度～令和9年度の目標 37ha（各年度）

【目標設定の考え方】

・平成29年度から10年後の農地集積率95%（ただし公共牧野面積を除く）を達成する目標値とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み

・非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせんの希望を確認し担い手に集積する。

・町、農地中間管理機構、農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

**3. 新規参入の促進について**

(1) 令和4年度～令和9年度の目標 2経営体（各年度）

【目標設定の考え方】

・昨年度の実績規模とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

・平成27年度、新規就農を目指す人材の研修体制を標茶町担い手育成協議会にて整備した。2年間の研修後、新規就農を目指すため町内関係機関と共に支援する体制を確実に進める。

**4. その他** この指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とする。